自主防災組織等活動補助金の

変更に関する



令和5年度より防災活動に関する事務事業の見直しに伴い、自主防災組織等の活動に関する補助制度が変更となりました。変更に際して、疑問点などをQ&Aにまとめましたのでご活用ください。

Ⅰ 概要について ・・・・・・・・・・ 1ページ目

- Q 自主防災組織等活動補助金の内容が変更となった理由について教えてください。
- Q 資機材補助金についても、補助の内容が変更となったのでしょうか?

Ⅱ 補助の範囲について ・・・・・・・・ 1~2ページ目

- Q 自主防災組織を設立していない場合、準自主防災組織の構成世帯数の下限は? (1世帯でも受け付けるか)
- Q 障がい者団体連絡会、小中学校 PTA、民生委員等は申請者となるでしょうか?
- Q 地域で人が集まらず訓練を実施することが難しいのですが、運営に係る補助だけでももらえないでしょうか?
- Q 企業や大学などの団体からの申請は対象とできるのしょうか?
- Q 訓練に赤ちゃん等を連れておんぶで参加した場合、赤ちゃんも参加人数にカウント してもいいのでしょうか?
- Q 資機材の点検を自主防災組織の代表者1人だけで行った場合にも、5,000円の補助が受けられますか?

Ⅲ 訓練内容について ・・・・・・・・・ 3~4ページ目

- Q 図上訓練を2回実施したが、2回とも訓練に参加した人をそれぞれの訓練の参加 人数としてカウントしてよいでしょうか?
- Q 年度内に同一内容の防災訓練 or ながら防災訓練を2回以上実施した場合、2回 目の訓練についても補助の対象となるでしょうか?
- Q HUGセット一式の中には、パソコンや筆記用具等も含まれるのでしょうか?
- Q 自治会行事以外の市が主催する避難所開設訓練や総合防災訓練に参加した場合、 ながら訓練を実施したとカウントしてよいでしょうか?
- Q 避難所運営員会活動のイメージが湧きづらいです。具体的な内容について教えて ください。

Ⅳ 申請から請求までの手続きについて ・・・・ 4~5ページ目

- Q 活動補助金は、防災訓練、ながら防災訓練などの複数の訓練メニューがあるが、 補助金の申請は、1年分をまとめて1回の申請で行うのか、それとも訓練ごとの 申請となるのか?
- Q 補助金申請後、年間の訓練計画の内容が変更となったが、防災安全課へ報告が必要となるでしょうか?
- Q 9月に実績報告と補助金の請求書を提出し、補助金を受け取ったが、急遽、12月に図上訓練を実施することになった。補助金の申請はどのようにすればよいでしょうか?
- Q 実績報告の際に、「参加者を証する書類」の添付が必要となっていますが、どのようなものを準備すればよいでしょうか?
- Q 参加者を証する書類は訓練ごとに必要ですか?
- Q ながら防災訓練を実施する場合、自治会行事等にて参加者名簿は作成するため、 ながら防災訓練用に別途参加者名簿を作成するのではなく、自治会行事等で代用 ができないか?
- Q 避難所運営委員会活動に A 自治会、B 自治会、C 自主防災組織と複数の団体で実施 した場合、まとめて申請か?個々の申請でも良いのでしょうか?

Ⅴ その他 ・・・・・・・・・・・・・ 6ページ目

- Q HUGやD I Gのやり方がよくわからないため、防災安全課職員に講師を依頼 したいが可能でしょうか?
- Q 防災講話やDVD鑑賞は、防災訓練 or ながら防災訓練に含めてもよいでしょうか?
- Q 図上訓練を市役所会議室を借りて実施することはできるのでしょうか?
- Q DIGの地図はどこから手に入りますか?
- Q HUGやクロスロードは、どこで購入できますか?
- Q 書類の書き方が分かりません。

Ⅰ 概要について

Q 自主防災組織等活動補助金の内容が変更となった理由について教えてください。

令和4年度に実施した防災活動に関する事務事業の見直しに伴い、地域の自助・共助の取組を 一層促進し、野田市の地域防災力向上(訓練参加者の増加や訓練項目の充実化)を図るため、変更 しました。

主な変更点としては以下のとおりです。

- ・交付対象が、自主防災組織のほか、訓練に参加した自治会等を「準自主防災組織」とし、補助 金の交付対象となった。
- ・補助金の交付対象となる活動について、従来からある防災訓練以外に「ながら防災訓練」や「防災・減災に係る図上訓練」、「避難所運営委員会活動」、「自主防災組織による資機材等の点検」が新たに追加。
- ・補助金の算定方法が、構成世帯数から算出する「運営に係る補助」と、各訓練に参加した人数に応じて交付する「活動に係る補助」として、合算して交付。
- 訓練終了後、参加者を把握するため防災安全課へ参加者名簿を提出する。
- 交付申請の際に、組織ごとの行事予定表 訓練計画、訓練内容のわかる回覧文書の写しを提出。
- Q 資機材補助金についても、補助の内容が変更となったのでしょうか?

補助金の額については、変更ありません。

なお、特例措置で交付していた2回目の補助金については、特例措置をなくした事に伴い、4年を経過した日以降を、5年を経過した日以降に変更しました。

Ⅱ 補助の範囲について

Q 自主防災組織を設立していない場合、準自主防災組織の構成世帯数の下限は?(1世帯でも受け付けるか)

準自主防災組織の構成世帯数の下限は特に設けておりませんが、市に自治会や文書配布団体等と して届け出を提出している団体が対象となります。

Q 障がい者団体連絡会、小中学校 PTA、民生委員等は申請者となるでしょうか?

自主防災組織及び準自主防災組織は、市に自治会や文書配布団体等として届け出を提出している 団体を対象としているため、ご質問の団体は対象外となります。 Q 地域で人が集まらず訓練を実施することが難しいのですが、運営に係る補助だけでももらえないでしょうか?

運営に係る補助については、防災活動に関する会議や防災訓練の計画等を行う上で必要となる 組織に対して、運営費用の一部を交付するものであり、<u>訓練を行わない自主防災組織等には交付できません</u>。訓練のご相談は防災安全課までお願いします。

Q 企業や大学などの団体からの申請は対象となるのでしょうか?

野田市自主防災組織等活動補助金の交付対象は、自治会等で構成する団体としており、企業や大学などの団体は対象外となります。ただし、自主防災組織等の活動区域内の企業や大学の寮に住んでいる方などが、防災訓練等に参加した場合、地域の団体による参加人数として計上することが可能です。

Q 訓練に赤ちゃん等を連れておんぶで参加した場合、赤ちゃんも参加人数にカウントしてもいい のでしょうか?

乳児等も参加人数に含めます。乳児や園児等も災害時には地域の人々と避難行動等を行うため、 補助の対象としております。参加者名簿にはご家族の方が記入してください。

なお、ペットは対象外となります。

Q 資機材の点検を自主防災組織の代表者1人だけで行った場合にも、5,000円の補助が受けられますか?

受けられます。資機材の点検については、自主防災組織の保有する資機材が、災害時に正常に動作するよう動作確認や整備することを目的としているため、参加人数に関わらず一律 5,000 円を補助いたします(年度内に 2 回まで)。

なお、災害時に速やかに資機材を活用できるよう、できるだけ多くの方に参加していただくよう にしてください。

Ⅲ 訓練内容について

- Q 図上訓練を2回実施したが、2回とも訓練に参加した人をそれぞれの訓練の参加人数としてカウントしてよいでしょうか?
 - 図上訓練であれば、それぞれの訓練ごとに1人とカウントしてください。
 - ※図上訓練及び避難所運営委員会活動については、訓練等を指揮する方(自治会長や役員等)が何度も参加することが必要と考えられますので、年度内に複数回実施し、同一人が全ての訓練に参加した場合でも、それぞれの参加人数に応じた金額が補助の対象となります。
- Q 年度内に同一内容の防災訓練 or ながら防災訓練を2回以上実施した場合、2回目の訓練についても補助の対象となるでしょうか

防災訓練、ながら訓練の補助については、それぞれ<u>年度内に1人1回のみ</u>となっているため、2回目の訓練を実施した場合には、<u>1回目の訓練に出ていない方のみが補助の対象</u>となります。

同じ訓練をそれぞれ年度に2回以上実施する計画がある場合には、申請時に防災安全課までご相談ください。(訓練内容や参加人数によって、補助金額の算定方法が異なることがあるため。)

- ※図上訓練や避難所運営委員会活動については、同じ方が訓練に複数回出たとしても全て補助の対象となります。
- Q HUGセット一式の中には、パソコンや筆記用具なども含まれるのでしょうか?

パソコンや筆記用具などは含まれません。HUG セットの中には取扱説明書、HUG カード 4グループ分、説明用パワーポイントと図面が入ったCDとなりますので、それ以外の物品については組織ごとにご準備いただく必要があります。不明な点は防災安全課まで問い合わせください。

Q 自治会行事以外の市が主催する避難所開設訓練や総合防災訓練に参加した場合、ながら訓練を 実施したとカウントしてよいでしょうか?

市主催の訓練と同時に訓練を実施した場合、補助対象となる防災訓練には含めません。

Q 避難所運営員会活動のイメージが湧きづらいです。具体的な内容について教えてください。

想定される活動については、以下のとおりです。

※避難所運営委員会設立が前提となります。

- ・避難所運営委員会*1の組織・運営に関する話し合いの場を設けて、災害時の各自の役割を明確にする。
- ・災害時に配慮が必要な方(単身の高齢者や障がい者の方)を含めた地域内の連絡体制の確立を 目的とした協議を実施。
- 避難所運営委員会が主催して避難所運営訓練や避難所開設訓練等を実施する。

※1 避難所運営委員会

大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割分担と連携により、避難所がある地域の 住民が、当該避難所の開設及び運営を主体的かつ円滑に行うために設置するもの。構成員として は、地域住民、避難所施設職員、避難所担当市職員等が挙げられる。

避難所運営委員会の設立方法等については、防災安全課までご相談ください。

Ⅳ 申請から請求までの手続きについて

Q 活動補助金は、防災訓練、ながら防災訓練などの複数の訓練メニューがあるが、補助金の申請は、 1年分をまとめて1回の申請で行うのか、それとも訓練ごとの申請となるのか?

補助金の申請は、年間の訓練計画を立てたうえで、1年分の訓練項目を記載した補助金交付申請書(第9号様式)を年に1回申請してください。

Q 補助金申請後、年間の訓練計画の内容が変更となったが、防災安全課へ報告が必要となるのでしょうか?

訓練の内容が当初、提出した補助金交付申請書(第9号様式)の内容から変更となる場合には、 変更申請(第11号様式)の提出が必要となりまが、実績報告時に併せて提出していただければか まいません。ただし、参加予定人数のみ変更となる場合には変更申請は不要となります。 Q 9月に実績報告と補助金の請求書を提出し、補助金を受け取ったが、急遽、12月に図上訓練を 実施することになった。補助金の申請方法はどのようにすればよいでしょうか?

1回目に提出した交付申請により既に補助金を交付しているため、補助金交付申請書(第9号様式)及び訓練計画が分かる書類(自治会の総会資料、自主防災組織の活動計画書等)を、改めてご提出をお願いします。

Q 実績報告の際に、「参加者を証する書類」の添付が必要となっていますが、どのようなものを 準備すればよいでしょうか?

様式は問いませんが参加者の<u>氏名、住所(市内に住所がある方は「野田市」を省略可)、性別、年代、参加した訓練</u>が分かる参加者名簿を作成し、ご提出いただきます。なお、防災安全課に参加者名簿のひな型もありますのでご活用ください。

Q 参加者を証する書類は訓練ごとに必要ですか?

訓練ごとに作成してください。ただし、参加者が同一である場合は、訓練名を変えてコピーして も可能です。

Q ながら防災訓練を実施する場合、自治会行事等にて参加者名簿は作成するため、ながら防災訓練 用に別途参加者名簿を作成するのではなく、自治会行事等で代用ができないか?

実績報告で提出してもらう参加者名簿は任意様式としておりますので、自治会行事等の参加者名簿で代用が可能です。なお、ながら防災訓練では、氏名・住所のみの記入で問題ございません。

Q 避難所運営委員会活動に A 自治会、B 自治会、C 自主防災組織と複数の団体で実施した場合、 まとめて申請か?個々の申請でも良いのでしょうか?

野田市自主防災組織等活動補助金の申請は、組織ごとに受付しますので、複数の団体で合同訓練等を行った場合でも、個別で申請いただきますようお願いします。

なお、参加者名簿が重複しないように団体別で作成するか、団体ごとに参加者が識別できるよう 参加者名簿を作成してください。

V その他

Q HUGやD I Gのやり方がよくわからないため、防災安全課職員に講師を依頼したいが可能でしょうか?

市職員を講師として派遣しますので、事前に日程調整をお願いします。

Q 防災講話やDVD鑑賞は、防災訓練 or ながら防災訓練に含めてもよいでしょうか?

防災講話やDVD鑑賞は、活動補助金の対象としておりません。 手引きに記載のある訓練5項目(初期消火・安否確認・救出救護・避難誘導・避難者支援)が、活動補助金の対象となります。

Q 図上訓練を市役所会議室を借りて実施することはできるのでしょうか?

市役所の会議室は、の貸し出しを行っておりませんので、自治会館や公民館などの活用をお願いします。

Q DIGの地図はどこから手に入りますか?

国土地理院のホームページから地域の地図を印刷することができます。その地図を分割し、拡大コピーして貼り合わせて使用してください。

Q HUGやクロスロードは、どこで購入できますか?

HUGは、「NPO 法人静岡県作業所連合会・わ」に問い合わせください。クロスロードは「京都大学生活協同組合」に問い合わせください。

Q 書類の書き方が分かりません。

記入例を用意していますのでご確認いただき、不明な点は防災安全課まで問い合わせください。